



2023 年に予定されている主な法改正や本格開始が見込まれる制度運用

今年も 60 時間超え残業の割増賃金率アップを筆頭に、賃金のデジタル払い、出産育児一時金の増額や雇用保険料率の更なる引き上げなど、「労働」「社会保険」分野のさまざまな法改正が予定・検討されています。
また、約 6 年前から交付開始となったマイナンバーカードの利用方法も拡大され、本格的に運用開始が見込まれています。主な内容をまとめてみましたので、詳細や気になること、不安なことなどあれば、些細なことでもお気軽にあおば事務所までご相談ください。

法の施行日 制度運用開始日	項目	概要	会社としての対応
1 4/1 大企業施行済	月 60 時間を超える残業の 残業代アップ	・残業時間(1 日 8 時間、1 週 40 時間を超える労働時間)が 60 時間を超えた場合、超えた部分の割増率が変わる。 【2023/3/31 まで】時給×超過時間数×1.25% 【2023/4/1 から】時給×超過時間数×1.50% ・今回アップした部分の残業代の代わりに有給休暇を与えることも可能。(労使協定を結ぶことが前提)	・就業規則、給与計算方法(給与ソフトの設定など)、勤怠集計方法を変更(60 時間以内と 60 時間超を分けて集計)する。 ・代替休暇を取入れる場合、労使協定を結ぶ。
2 4/1	賃金のデジタル払い解禁	・現金払い・銀行口座振込に加え、給料の支払方法としてデジタル払い(PayPay、楽天 Pay などの決済アプリ)が可能になる。 ・4/1 から、まずは資金移動業者(決済アプリ事業者)から厚生労働大臣への指定申請受付が始まる。	・導入する場合、 ①就業規則を変更する ②労使協定を結ぶ ③同意書書式を作成する
3 4/1	育児休業取得状況の 公表の義務化	・年 1 回、次の(1)(2)いずれかの取得状況を公表が義務となる。 配偶者が出産した社員に占める男性社員の (1)「育児休業等」の取得割合 もしくは(2)「育児休業等+育児目的休暇」の取得割合	・*常時雇用 1000 人超の事業主が対象 ・自社ホームページや厚労省ウェブサイト『両立支援のひろば』などで公表する。
4 4/1 (改正予定)	出産育児一時金の増額	・2022/12/15 の社会保障審議会で、現在の 42 万円から 50 万円への増額案が了承された。今後法改正の予定。	・法改正されたら、本人、配偶者が妊娠した社員への周知する。
5 4/1 (変更予定)	雇用保険料率の引き上げ	・2022/12/19 の労働政策審議会で、雇用保険料率の引き上げが検討された。 【一般】 現在「1.35% (労働者 0.5%、事業主 0.85%)」→「1.55%」(予定) 【農林水・清酒】 現在「1.55% (労働者 0.6%、事業主 0.95%)」→「1.75%」(予定) 【建設】 現在「1.65% (労働者 0.6%、事業主 1.05%)」→「1.85%」(予定)	・法改正された場合、給与計算方法(給与ソフトの設定など)を変更する
6 4/1	障害者法定雇用率の見直し	・障害者法定雇用率の定期見直し	・障害者の雇用について見直す。
7 行政の準備が 整い次第	公金受取口座を活用した 保険給付	・個人が給付金等を受取る口座を「公金受取口座」としてデジタル庁に登録する。 ・傷病手当金、育児休業給付金などの申請をするときに、今まで通り振込希望口座を記入する、もしくは登録した公金受取口座を選ぶことができる。 (現在、各行政機関にて申請書などを準備中)	・社員へ周知する。
8 病院等で準備が でき次第順次	マイナンバーカードの保険証利用	・病院、薬局などでカードリーダーにマイナンバーカードをかざし、顔認証もしくは暗証番号入力により、健康保険の資格がその場ですぐに確認できる。	・社員へ情報提供する。

お知らせ

協力会社やお取引先で、こんな悩みを持っている会社様はいませんか？

昨年の 4 月と 10 月に大きな改正があった育児介護休業法への急を要する対応や、いよいよ 2024 年 4 月から建設業にも
残業時間の上限の猶予がなくなること、そのほか個別に色々聞きたいことなど、あおば事務所にて個別の労務相談会を行わ
せていただくことも可能ですので、協力会社様やお取引先様でのご要望などがございましたら是非あおばにご相談くださ
い。

【相談例】

- 育児介護休業法の改正があったけれど、会社として どのような取り組みをしたらいいのかわからない。
- 残業時間の上限について(残業は月何時間までできるの？ 36 協定届の作成方法を教えてほしい！等)

あおばの研修(組織力アップ、定着向上の為の本質論です)

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます！

★組織活力アップ研修 全ての根本がここに！ 基本は全 4 回、期間は約 3 ヶ月

★問題解決プログラム 困難を打ち破り問題を解決していく力を養います！

★経営幹部、管理職研修 管理職に必要な意識と心得をお伝えします。

★チームビルディング 実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも？

★超採用面接術 他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。

組織活力が特にオススメ！

